

日本・ペルー租税条約の概要

2020年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

リマ事務所

海外調査部米州課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載



日本貿易振興機構(ジェトロ)

〈目次〉

I. 概略	1
II. 適用範囲	1
III. 条約の効果と恩恵：課税権の分配および源泉徴収税率の軽減	2
IV. 源泉徴収税率の比較表	5
V. 条約の有用性適用に関する実際の例	5
VI. 当条約に関する有用性享受のための正式な要件	6
別添	7

I. 概略

二重課税の除去並びに租税回避防止条約とは、一納税者に帰す所得に対し、二か国またはそれ以上の複数国家が、それぞれ自国に所得税を課す権限があるとする場合に生じる二重または多重の租税を軽減もしくは排除する目的の協定である（同一の収入が複数の国によって課税されてしまう可能性があるため）。

これらの協定は、二重課税の軽減または排除のためにそれぞれの国が用いる規則を考慮に入れている。

さて、2019年11月18日に調印された「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約（以下「日本・ペルー租税条約」と称す）」の件だが、当該条約はまだ両国それぞれの国会による批准待ちの状態にある。

このように、日本・ペルー租税条約は、両国議会がこれを承認し、双方の国による批准手続きの履行を経て、翌会計年度の1月1日以後に発効する。

II. 適用範囲

日本・ペルー租税条約は、所得および資産に関する租税をその対象とする。

また、当該条約は、一方または双方の締約国の居住者（個人または法人）、すなわちペルーおよび/または日本の居住者に対し適用されることになる。

従い、施行にあたっては、住所、居所、本店または主たる事務所の所在地、設立場所、事業の管理の場所、その他これらに類する基準によって当該一方の締約国の法令の下においてそれ自体に租税が課されるすべての者は「居住者」と見なされることになる。

III. 条約の効果と恩恵: 課税権の分配および源泉徴収税率の軽減

日本・ペルー租税条約の目的は、国際取引上発生しうる二重課税の軽減または排除のため、双方の締約国間において課税権を分配することである¹。

この目的は、他国に支払われる所得の源泉国において適用される源泉徴収税率の軽減または排除を通じて達成される。従い、排他的課税権は当該双方の締約国のうち一方の締約国のみが付与される。また、当該双方の締約国が同一の所得に対し課税できることが合意されているとしても、当該所得の源泉国に適用される源泉徴収税率は制限を受ける。

その意味から、当条約の主な側面につき以下に要約する。

a) 恒久的施設 の概念

恒久的施設（PE）には広範な定義が含まれている。恒久的施設とは、事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場のような、それらを通じ企業がその事業の全部または一部を行っている一定の場所と理解される。

同様に、建築工事現場もしくは建設、組立てもしくは据付けの工事またはこれらに関する監督活動も恒久的施設と見なされるが、これらの現場、工事または活動が6か月を超える期間存続する場合に限る。

さらに、代理業者または個人を通じ、一方の国において12か月の期間に合計183日を超える期間役務を提供する場合も、恒久的施設を形成すると定められている。

想定あるいは除外される他の恒久的施設については、別添に詳述する。

b) 配当

配当に対する租税はペルーと日本間で分配されるが、その税率は配当総額の10%と定められているため、当該源泉国に適用される源泉徴収税率は制限を受ける。

配当がペルーから支払われる場合は、ペルーの源泉徴収税率が日本・ペルー租税条約に示された税率の上限を下回っていることから、5%の源泉徴収税率が引き続き適用されることに留意願う。

c) 利子

¹ 二重課税防止条約とは、源泉徴収税率の軽減または排除に供する場合に限り適用されるものであり、それまで存在していなかった租税を新たに生み出し適用するためのものではないと言える。

利子に対する租税はペルーと日本の中で分配されるが、その税率は利子総額の 10%と定められているため、当該源泉国に適用される源泉徴収税率は制限を受ける。

従い、ペルーの国内法の下で一部の例に適用される 30%の源泉徴収税率は、10%を超えない税率まで軽減される。

d) 使用料

使用料に対する租税はペルーと日本の中で分配されるが、その税率は使用料総額の 15%と定められているため、当該源泉国に適用される源泉徴収税率は制限を受ける。

従い、ペルーの国内法の下で一部の例に適用される 30%の源泉徴収税率は、15%を超えない税率まで軽減される。

e) 譲渡収益

原則として、譲渡者の居住国における租税は排他性を有す。しかしながら、特に次の場合にはペルーと日本の中で租税が分配される。

- ・一方の締約国の居住者が、他方の締約国に位置する不動産の譲渡により得た譲渡収益は、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- ・一方の締約国の居住者が法人の株式の譲渡により得た譲渡収益は、当該譲渡に先立つ 365 日の期間のいずれかの時点において、当該価値の少なくとも 50%が他方の締約国に位置する不動産から直接または間接に生じる場合、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- ・一方の締約国の居住者が、他方の締約国における居住法人の株式の直接または間接の譲渡により得た譲渡収益は、当該譲渡に先立つ 365 日の期間のいずれかの時点において、当該法人の資本の少なくとも 20%を直接的または間接的に所有していた場合には、当該他方の締約国において課税することができる。

f) その他の所得（福利厚生など）

一方の締約国の企業における、日本・ペルー租税条約に明示されたもの（配当、利子、譲渡収益など）とは異なるその他の所得は、その企業が他方の締約国に位置する恒久的施設を介した活動を行い、その恩恵が当該恒久的施設に帰す場合を除き、当該一方の締約国（居住国）においてのみ租税を課することができる。

つまり、恒久的施設が存在しない限り、その他の所得は当該源泉国における源泉徴収の対象にはならない。

g) 国際海上運送及び国際航空運送

一方の締約国の企業が船舶または航空機を国際運輸に運用することによって生じる利得に対しては、当該一方の締約国（居住国）においてのみ課税することができる。

h) 独立の人的役務

原則として、専門職またはその他の独立的な性格を有す活動に関する役務の提供者の居住国における租税は排他性を持つ。しかしながら、次の事例においてはペルーと日本間で租税が分配される。

- ・ 前述の居住者が、他方の締約国において、自己の活動を行うため通常その用途に供している固定的施設を有する場合。この場合には、当該固定的施設に帰せられる部分の所得に対してのみ租税を課すことができる。

- ・ 当該居住者が、当該課税年度において開始し、または終了するいずれかの 12 か月の期間において合計 183 日以上の間他方の締約国内に滞在する場合。この場合には、当該居住者が当該他方の締約国内において行う活動によって得る部分の所得に対してのみ租税を課すことができる。

i) 給与所得

原則として、雇用者の居住国における租税は排他性を有す。しかしながら、その勤務が他方の締約国内において行われる場合は、ペルーと日本間で租税が分配される。

一方、当該勤務が他方の締約国内で行われる場合であっても、以下に述べる雇用者の所得については、当該雇用者の居住国において排他的に租税が課せられる。

- ・ 当該課税年度において開始し、または終了するいずれの 12 か月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計 183 日を超えない場合。

- ・ 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者またはこれに代わる者から支払われる場合。

- ・ 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設または固定的施設によって負担されるものでない場合。

租税の分配がなされる事例において、一方の締約国の居住者は、他方の締約国において源泉徴収された租税を自身の所得税に対する税額控除として使用できることに留意する必要があります。

IV. 源泉徴収税率の比較表

日本・ペルー租税条約によって適用される所得税の源泉徴収税率につき、以下の比較表に詳述する。

	利子 (%)	配当 (%)	使用料 (%)	技術補助 (%)	デジタル サービス (%)	ペルーで行 われた役務 (%)
条約適用後	10	10	15	該当なし	該当なし	該当なし
(参考) 条約適用前のペ ルーの源泉徴収 税率	4.99* もしくは 30	5	30	15	30	30
*ペルーの所得税法に定める特定条件下での税率。						

V. 条約の有用性適用に関する実際の例

・ 利子

日本国内の居住法人から 100 万ドルの融資を年利 20% で受けたペルー国内の居住法人の場合、ペルーの所得税法の要件を満たしていれば、当該日本法人が受け取る利息には 4.99% の源泉徴収税率が適用されることになる。しかしながら、前述の両法人が関係会社の場合か、もしくはペルーの所得税法の要件を充足していない場合、当該源泉徴収税率は 30% になる。

ただし、後者の事例の場合、日本・ペルー租税条約の適用により源泉徴収税率が 30% から 10% に軽減される可能性がある。

しかし、前述の恩恵（軽減税率）を享受するためには、実際の受益者が日本国の居住者であり、かつ自身の居住者証明書を有していることが必要とされる。

VI. 当条約に関する有用性享受のための正式な要件

当条約の適用には、日本またはペルーの事業者が、自国の居住者要件を保持しかつ居住者証明書を有していることが条件となる²。

日本の事業者の場合、当該事業者は当該国の規則に従い、日本の国税庁に日本国の居住者証明書を申請する必要がある。当該証明書の取得後、当該事業者は、ペルーを源泉とするあらゆる所得の支払いに先立ち、当該証明書を当該ペルー企業に提出しなければならない。当該証明書は大統領令第 090-2008-EF に従い 4 か月間有効とされ、当該期間の経過後は更新または新たに申請する必要がある。当該居住者証明書の発行日以前に実施される支払いは、当該条約の恩恵を享受することができない。

同じく、ペルーの事業者の場合、当該事業者は日本の企業に提出するための居住者証明書をペルーの国家税務監督庁（SUNAT）に申請する必要がある。

SUNAT はこれに関し、報告書第 167-2016-SUNAT/5D0000³および第 012-2014-SUNAT/4B0000⁴のような複数の見解を表明している。

² ペルーでは、大統領令第 090-2008-EF が居住者証明書の要件や条件を定めている。

³ 「スイス国内の、銀行ではない居住法人から、その関係会社であるペルー国内の居住法人に対して行われた金銭の貸付により生じる利息に関し、所得税法第 76 条第 2 段落の定めにより実施されるべきペルー国庫への納付につき、当該利息を費用として会計処理しているが非居住者に対する実際の支払いが行われていなかった場合には、当該非居住法人が当該居住法人に対しスイス国の居住者であることを証明する居住者証明書を提出すれば、当該二重課税防止条約第 11 条第 2 段落に定める 15% の上限税率が適用される」と示されている。

⁴ 「チリ国内の居住者の取り扱いについては、それらの者に対しペルーにおいて所得税の源泉徴収を履行する目的から、両国間で締結された二重課税防止条約にて考慮される有用性を勘案の上、当該源泉徴収の際に大統領令第 090-2008-EF の第 2 条で定める書類の有効期限、すなわち居住者証明書の発行日以降 4 か月以上経過していないこと、ならびに当該証明書により付与された期間には当該源泉徴収が行われる日付が含まれることに留意しなければならない」と示されている。

別添

恒久的施設について（日・ペルー租税条約第 5 条抜粋）

1. この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っているものをいう。

2. 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を探索し、開発し、または採取する場所

3. 「恒久的施設」には、次のものを含む。

(a) 建築工事現場もしくは建設、組立てもしくは据付けの工事またはこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事または活動が 6 か月を超える期間存続する場合に限る。

(b) 企業が行う役務の提供であって、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用された者に限る）を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一のまたは関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、または終了するいずれかの 12 か月の期間において合計 183 日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

(c) 一方の締約国内に存在する天然資源の探索または開発に関連して当該一方の締約国内において行われる活動。ただし、当該活動が 6 か月を超える期間存続する場合に限る。

(a)から(c)までに規定する活動の期間は、一方の締約国内において 2 社以上の密接に関連する企業が行う、これらの規定に定める活動の期間を合計し

て決定する。ただし、当該一方の締約国内におけるこのような 2 社以上の企業の活動が、それらの関連企業により当該一方の締約国内において実施される活動と関連している場合に限る。活動の期間の決定にあたり、2 社以上の密接に関連する企業が同時に活動を行っている期間は、一度に限り算入される。

4. 当条の前項目における規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a) 企業に属する物品または商品の在庫を保管、展示または引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品または商品の在庫を保管、展示または引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品もしくは商品を購入し、または情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、その活動もしくは、(f)の規定に該当する場合には事業を行う一定の場所における活動の全体が、準備的または補助的な性格のものである場合に限る。

5. 事業を行う一定の場所を使用し、もしくは保有する企業または当該企業と密接に関連する企業が、同一締約国内の一定の場所または他の場所において事業活動を行う場合、当該一定の場所については、4 の規定は適用されない。ただし、

(a) 当条の規定の下で、当該一定の場所または当該他の場所が当該企業または当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する。

(b) 当該一定の場所および当該他の場所において 2 社が行う活動の組合せ、または当該企業もしくは当該企業と密接に関連する企業が 2 か所で行う活

動の組合せの結果として生じる活動の全体が準備的または補助的な性格のものではなく、当該一定の場所において当該 2 社により行われる事業活動、もしくは当該企業または当該企業と密接に関連する企業により 2 か所において行われる事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

6. 1 および 2 の規定にかかわらず、7 の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たり反復して契約を締結し、または当該企業によって具体的な修正が行われることなく日常的に結ばれる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合、それらの契約が以下に該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものと見なされる。

(a) 当該企業の名において締結される契約。

(b) 当該企業が所有し、または使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、または使用の権利を与えるための契約。

(c) 当該企業による役務の提供のための契約。

ただし、その者の活動が、4 に規定する活動であって、事業を行う一定の場所（5 の規定で言及される「事業を行う一定の場所」を除く）を通じて行われたとしても、4 の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされない場合はこの限りでない。

7. 6 の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には適用しない。ただし、その者が一または複数の自己と密接に関連する企業に代わって排他的に行動する場合、それらのいかなる企業に関しても、その者は当項に規定する独立の代理人とは見なされない。

8. 一方の締約国の居住者である法人が、恒久的施設を通じるか否かにかかわらず、他方の締約国の居住者である法人を支配し、またはこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も他方の法人の恒久的施設とはされない。

9. 当条の規定の適用上、ある者またはある企業は、すべての関連する事実および状況に基づいて、一方が他方を支配している場合、または両者が同一の者もしくは企業によって支配されている場合において 他方の企業に関連しているものとする。いかなる場合にも、ある者またはある企業は、一方が他方の受益に関する持分の 50%を超えるもの（もしくは、法人の場合には当該法人の株式の議決権および価値の 50%または当該企業の資本に係る受益に関する持分の 50%を超えるもの）を直接もしくは間接に所有する場合、または他の者もしくは企業がその者およびその企業もしくはその二企業の受益に関する持分の 50%を超えるもの（もしくは、法人の場合には当該法人の株式の議決権および価値の 50%または当該企業の資本に係る受益に関する持分の 50%を超えるもの）を直接もしくは間接に所有する場合には、一企業に関連しているものと見なされる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190045>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

TEL：03-3582-4690

E-mail：ORB-latin@jetro.go.jp